

議案第64号

読谷村地区学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

読谷村地区学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年読谷村条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大木地区学習等供用施設	読谷村字大木294番地
-------------	-------------

」を

「

大木地区学習等供用施設	読谷村字大木294番地 1
-------------	---------------

」に、

「

親志地区学習等供用施設	読谷村字座喜味2317番地
-------------	---------------

」を

「

親志地区学習等供用施設	読谷村字座喜味2317番地 1
-------------	-----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實